

働き方改革取組発信事業業務委託にかかる 企画提案コンペに関する質問及び回答

Q 1 アドバイザー派遣候補企業、セミナー告知先企業を選定するために、これまで行ってきた同種事業等の参加者名簿企業のリストなどをご提供いただくことは可能でしょうか。

A 1 過去のイベント等の申込情報については、当該イベント等のみに利用することになっているため、過去の参加者名簿等については、提供できませんのでご了承ください。

Q 2 アドバイザー派遣候補企業、セミナー告知先企業を選定するために、アンケートを実施してもよろしいでしょうか？またその際に県からの委託を受けた業者であることを文面に書くことや、三重県殿の封筒を宛先枚数ご提供いただくことは可能でしょうか。

A 2 アンケートを実施していただいて構いません。また、その際に県から委託を受けた事業者であることを明示していただいて結構です。ただし、県の封筒については提供できませんのでご了承ください。

Q 3 県内市町村や県立施設、商工会、経済団体にアドバイザー派遣やセミナー、出前講座、働き方改革相談窓口のチラシ配架の依頼をする際に、三重県殿のご支援は頂けますでしょうか。

A 3 参加企業の集客については原則、受託者で行っていただきますが、関係団体へのチラシ配架について協力をさせていただくことは可能です。

Q 4 働きやすい職場づくりセミナーについて、仮に 3 回実施すると提案した場合でも 2 回で 4 4 社を上回った場合は 2 回で終了してもよろしい

でしょうか。

A 4 企画提案時の内容については、全て履行していただくこととなりますので、3回実施すると提案された場合は、2回で44社を上回った場合であっても3回実施いただくようお願いします。

Q 5 働き方改革アドバイザー派遣については、例えば業務改善もテレワーク導入も取り組みたい1社の企業は対象者が異なれば2社とカウントしてよいでしょうか。

A 5 より多くの県内企業に活用していただきたいため、原則、1社あたり1コースとします。

Q 6 働き方改革アドバイザー派遣企業数が12社以上で、取組成果共有会の参加企業数が14社以上と2つ異なる理由を教えてください。

A 6 働き方改革アドバイザーを派遣された企業以外も取組成果共有会に参加できることから、企業数が異なっています。

Q 7 同一企業が取組成果共有会のコース別の複数に参加した場合は2社とカウントできませんでしょうか。

A 7 1社とカウントします。

Q 8 取組成果共有会についてどうしても都合で参加で来なかった場合や、当日急なキャンセルとなった企業に対しては、動画を撮影して共有するなど代替してもよいでしょうか。

A 8 アドバイザー派遣の取組企業については、原則参加いただく必要がありますので、オンライン会議を活用するなど開催方法を工夫のうえ、開催いただくようお願いします。

Q 9 事業全体のスケジュールを明示するにあたり、契約時期は5月10日以降いつ頃を見込んでおられるでしょうか。

A 9 6月から相談窓口を開設する必要があるため、最優秀提案者が決まり次第速やかに契約する予定です。